

只木ゼミ前期第3問

広告代理店 A 社に勤めていた X は、入社後、毎月 100 時間以上の残業を強いられ、これからの自分の未来を案じ、自殺を考えるようになった(責任能力に問題はない)。

平成 30 年 3 月 28 日、X は、同月 30 日未明に、なるべく会社に迷惑をかけるとともに、社会的に話題となり、マスメディアの報道等を通して、自分と同じ労働環境にある人々の救済までもを考慮の上、大手町にある A 社本社ビル(以下「本件ビル」)1 階にて焼身自殺する旨を決めた。

同月 30 日午前 2 時頃、他の社員が皆帰宅したのを確認し、X は A 社本社ビル 1 階の床にガソリンを撒き、焼身自殺の準備を一通り終えたところで、「死ぬ前に一服しよう」と思い、たばこ一本を口に咥え、ライターで火をつけようとしたところ、先ほど床に撒いたガソリンが気化していたため、引火し、本件ビル並びに本件ビルと隣接していた B 社本社ビルが全焼した。

尚、X はとっさに本件ビルから脱し、生存しており、また、大手町における、本社ビルの周辺は、高層ビル群となっており、特に本件ビルと B 社本社ビルとの間は、幅 3 メートル程の細い路地を挟んだだけであった。

一方、同月 30 日午前 1 時頃、C の同僚である Y は、普段から会議等の際、自分のお意見を頭ごなしに否定する C の態度に対して我慢の限界を超え、B 社本社ビル 31 階にて、C の背後から近寄り、殺意をもって、C の頸部を革製ベルトで締め付けたところ、C が昏睡状態に陥ったので、Y は C が死んだものと思い、死体をどうしようか考えていたところ、B 社本社ビルで火災が発生していることに気づき、「火事で死んだことになるだろう」と考え、C をそのまま放置して、自身は避難した。

ところが、右 Y による絞首行為により、昏睡状態に陥った C は、当該絞首行為ではなく、火災に伴う、一酸化炭素中毒により、死亡していた。

X、Y の罪責を検討せよ。

参考判例:横浜地裁昭和 58 年 7 月 20 日判決
大法廷大正 12 年 4 月 30 日判決